

市報第10号

保育所運営費等の精算戻入金等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告

次の保育所運営費等の精算戻入金等請求事件に係る訴えの提起については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成22年 7 月 8 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名

横浜地方裁判所平成22年（ワ）第3176号精算戻入金等請求事件

2 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文子

被告 中区相生町 4 丁目65番地

株式会社エキスパートシステム

代表取締役 吉田 達雄

3 訴訟物の価額

13,925,598円

4 訴えの要旨

被告（株式会社エキスパートシステム）に対し、保育所運営費等の精算戻入金13,925,598円及び平成22年 3 月18日から支払済み

に至るまでの年 5 パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

#### 5 訴えを提起する理由

横浜市は、被告に対し保育所運営費等を概算払により支払ったが、被告が保育所の運営から撤退したため、運営実績等に応じた保育所運営費等の精算を行った。しかし、保育所運営費等の精算戻入金の支払期限経過後においても当該精算戻入金の支払に応じなかったため、横浜市は支払督促の申立てをした。これに対し、被告が、督促異議の申立てをしたため、訴えを提起するものである。

#### 6 裁判所

横浜地方裁判所

参 考
-----

## 事件の概要

- 1 平成 21 年 10 月 26 日 横浜市は、株式会社エキスパートシステム（以下「被告」という。）のゆめみらい保育園の運営からの撤退のため、被告に対し、概算払をしていたゆめみらい保育園に係る運営費等を精算し、残額（以下「ゆめみらい保育園に係る精算戻入金」という。）の返還請求を行った。
- 2 平成 21 年 11 月 25 日 横浜市は、被告の馬車道保育園の運営からの撤退のため、被告に対し、概算払をしていた馬車道保育園に係る運営費等を精算し、残額（以下「馬車道保育園に係る精算戻入金」という。）の返還請求を行った。
- 3 平成 22 年 1 月 29 日 横浜市は、国の保育所運営費国庫負担金の交付基準の改定等により、ゆめみらい保育園に係る精算戻入金の額を変更し、被告に対し、返還請求を行った。
- 4 平成 22 年 2 月 10 日 横浜市は、国の保育所運営費国庫負担金の交付基準の改定等により、馬車道保育園に係る精算戻入金の額を変更し、被告に対し、返還請求を行った。
- 5 平成 22 年 3 月 横浜市は、被告に対し、変更後のゆめみらい保育園に係る精算戻入金及び馬車道保育園に係る精算戻入金（以下「変更後の精

算戻入金」という。)の返還を求めて督促状を発送するなど、変更後の精算戻入金の支払を請求したが、被告は、これに応じなかった。

6 平成 22 年 5 月 31 日 横浜市は、被告に対し、変更後の精算戻入金等の返還を求めて横浜簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、横浜簡易裁判所は、被告に対し、支払督促を發した。

7 平成 22 年 6 月 14 日 被告は、横浜簡易裁判所に督促異議の申立てを行った。

8 平成 22 年 6 月 24 日 横浜地方裁判所は、横浜市に対し、議会の議決又は同議決に代わる処分が存することを証した書面の提出等を平成 22 年 7 月 8 日までに求めた。

#### 民事訴訟法（抜粋）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。